

【地方行政関係】

1 地方公務員の定年引上げに係る制度移行について

令和5年度から施行された地方公務員の定年年齢の引上げに係る制度移行について、引き続き必要な情報を早期かつ十分に提供すること。

また、制度移行期も含め、地方の財政負担が生じないように、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講じること。

2 会計年度任用職員制度の運用について

会計年度任用職員制度の運用に必要な財政需要については、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額について地方財政措置を講じること。特に、令和6年度から施行される勤勉手当の支給に当たっては、地方の財政負担が生じないように、確実に所要の地方財政措置を講じること。

また、地方公共団体によって、直面している行政課題や行政ニーズは様々であることから、地方の実情に応じた柔軟な運用が可能となるよう、不断に制度の検討を行うこと。併せて、制度の適切な運用に資する技術的な支援を継続して行うこと。

3 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進について

地方公会計については、平成27年1月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体で作成し、活用を図ることとなったが、その運用については、地方公共団体の実態を踏まえ適切な支援を行うとともに、財政措置の継続を図ること。また、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

なお、公営企業会計についても、平成31年1月総務大臣名の「公営企業会計の適用の更なる推進について」の通知により、下水道事業等の重点事業を含む全ての法非適用企業において地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、令和5年度までに公営企業会計に移行することが必要との要請があったところである。公営企業会計への移行後も、ノウハウや人材が不足する地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を引き続き講じるとともに、継続的な財政支援措置を講じること。

4 地域国際化等の推進について

- (1) 多文化共生社会の実現に向けて、以下の取組を実施すること。
- ・ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等において、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方自治体等の意見を十分に聴取しながら、引き続き、その拡充を図ること。
 - ・ 地方公共団体による外国人に対する日本語教育、生活支援や相談体制の整備・拡充などの取組に対し、継続的で十分な財政的支援を行うとともに、外国人受入環境整備交付金について、外国人住民の全住民に占める割合や窓口の対応状況を考慮するなど、地方公共団体の実情に応じて限度額区分を見直すこと。
 - ・ 新たに受け入れる外国人材や在留外国人等が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、外国人材等のニーズに応じた日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを構築すること。
 - ・ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の国庫補助率の引き上げや都道府県に対する地方交付税措置など、地方公共団体における財政負担を軽減するとともに、都道府県の役割の明確化及び役割に応じた体制の維持・充実に向けた永続的な地方財政措置を講じること。
 - ・ 帰国・外国人児童生徒、外国につながる児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備、教材等の開発に必要な措置を早急に講じること。
 - ・ 帰国者や外国人及び外国にルーツを持つ人の雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。
とりわけ、医療分野では、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度の導入やその代替手段となる仕組みの普及促進を図ること。
また、医療保険の適用のない外国人が受診した際の医療費の未払問題など外国人を受け入れることに伴う様々な課題については、国が主体的に対策を講じること。
 - ・ 災害時に外国人支援を行う人材の養成等を推進すること。また、地震、台風、感染症、家畜伝染病などといった各種の情報について、「やさしい日本語」及び多言語で提供するなど、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備の充実に努めること。特に、広域で発生した有事の際には、国において、統一された必要な情報を、「やさしい日本語」をベースに少数言語も含め多言語で迅速に発信するとともに、24時間相談対応が可能となるよう体制整備を図ること。
- (2) 在外被爆者に対する援護については、在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、必要な改善を行うとともに、在外公館等において高齢化が進む被爆者支援の強化を行うこと。
- (3) 来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを一層強化するため、地方警察官の増員を図ること。また、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。
- (4) 法定受託事務として都道府県が行っている国内の一般旅券発給事務については、本来国の事務であることや、既に全国の半数以上の市町村に旅券事務の一部が移

譲され、住民に身近な窓口が開設されている実態を踏まえ、申請者の利便性の向上や旅券窓口の事務負担の軽減が図られるよう、次のとおり対応すること。

- ・ 令和5年3月から開始された旅券の電子申請及び令和4年度以降順次可能となるクレジットカードによる手数料の納付については、情報通信基盤や機器整備に係る財政負担を都道府県・市町村（以下、都道府県等）に及ぼさないよう、国が負担すること。
- ・ 都道府県等では、マイナポータルからの申請者の操作画面を共有できず、問い合わせに対応できないため、国においてマイナポータル画面操作専用のコールセンターを整備し、すべての申請者の問い合わせに一元的に対応すること。
- ・ 令和5年3月27日の電子申請開始に際しマイナポータルと領事業務情報システムの連携に係る検討が不足していたことにより、15歳未満本人による申請や申請者による補正不能による電子申請継続不能等の不具合が発生し、再度の申請や電子申請から紙申請への切り替え案件が多発するなど、申請者や現場が今なお混乱している。これについて、実務を行っている都道府県等の意見を十分に反映させたシステム連携となるよう改修を早急に行うこと。また、このことを踏まえ、今後予定されている旅券の集中作成及びマイナンバーカードの戸籍情報連携に係るシステム改修にあたっては、国においてシステム連携に係る検討を十分に行うとともに、実践的な操作習熟研修を実施すること。
- ・ 令和5年3月27日施行の旅券法令の一部改正により発給申請手続上の提出書類において戸籍抄本が廃止されたことや、施行規則規定の申請書等様式使用に経過措置が設けられなかったにもかかわらず必要数に足りない部数しか新様式の申請書が送られなかったため、都道府県が印刷費用を肩代わりして申請書を調達するなど、発給申請事務の現場に混乱が生じた。今後も紙申請が併存するため、国の責任において、都道府県等の旅券窓口が必要とする部数の申請書を確実に送付すること。また、今回の混乱を踏まえ、今後予定される次世代旅券、マイナンバーカードの戸籍情報連携に係る法令改正にあたっては、国において都道府県等の事務の実態を把握し、それらの意見を十分に聴取しながら手続きを進めること。
- ・ 令和6年度から予定されている国立印刷局での旅券の集中作成方式導入に当たっては、旅券を早期に発給できるように対応している都道府県への影響が大きいことから、それらの意見を十分に聴取し、引き続き早期発給制度を実施可能なものとして制度設計を進めること。